

行田羽生資源環境組合の設立に関する協議書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第2項の規定により、令和4年4月1日から、行田市及び羽生市のごみ処理に関する事務を共同処理するため、別紙のとおり規約を定め、行田羽生資源環境組合を設立することについて協議する。

令和3年12月22日

行田市長

石井直彦



羽生市長

河田晃明



## 別紙

### 行田羽生資源環境組合規約

#### 目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 議会（第5条—第8条）

第3章 執行機関（第9条—第13条）

第4章 経費（第14条）

#### 附則

##### 第1章 総則

（名称）

第1条 この組合は、行田羽生資源環境組合（以下「組合」という。）という。

（組織）

第2条 組合は、行田市及び羽生市（以下「構成市」という。）をもって組織する。

（共同処理する事務）

第3条 組合は、次に掲げる事務を共同して処理する。

- (1) 一般廃棄物処理施設（し尿処理施設を除く。次号において同じ。）の整備に係る計画の策定に関する事務
- (2) 一般廃棄物処理施設の整備及び稼働後の管理運営に関する事務
- (3) 前2号に附帯する事務

（事務所の位置）

第4条 組合の事務所は、行田市本丸2番5号、行田市役所内に置く。

##### 第2章 議会

（組合議員の定数及び選挙）

第5条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は、9人とし、その選出区分は、次のとおりとする。

行田市 5人

羽生市 4人

2 組合議員は、構成市の議会においてそれぞれの議会の議員のうちから選挙する。

(組合議員の任期及び失職)

第6条 組合議員の任期は、構成市の議会の議員としての任期とする。

2 補欠議員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 組合議員が構成市の議会の議員でなくなったときは、同時にその職を失う。

(組合議員の補欠選挙)

第7条 組合議員が欠けたときは、直ちに補欠選挙を行わなければならない。

(議長及び副議長)

第8条 組合の議会に議長及び副議長を置く。

2 議長及び副議長は、組合議員のうちから組合の議会において選挙する。

### 第3章 執行機関

(管理者及び副管理者の設置及び選任)

第9条 組合に管理者及び副管理者を置く。

2 管理者及び副管理者は、構成市の長の協議により構成市の長のうちからこれを定める。

(管理者及び副管理者の任期)

第10条 管理者及び副管理者の任期は、構成市の長の職にある期間とする。

(管理者及び副管理者の職務権限)

第11条 管理者は、組合を統轄し、及び代表し、並びに組合の事務を管理し、及び執行する。

2 副管理者は、管理者を補佐し、管理者に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(職員)

第12条 組合に会計管理者その他の職員を置く。

2 職員の定数は、組合の条例でこれを定める。

(監査委員)

第13条 組合に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、管理者が組合の議会の同意を得て、組合議員及び識見を有する者の中からそれぞれ1人を選任する。

3 監査委員の任期は、組合議員のうちから選任される者にあつてはその議員の任

期によるものとし、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とする。

#### 第4章 経費

第14条 組合の経費は、構成市の負担金及び事業により生ずる収入その他の収入をもってこれに充てる。

2 前項の負担金は、別表の割合をもって構成市が負担する。

3 第1項の規定により難い事由が発生したときは、組合の議会の議決を経て別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規約は、令和4年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 組合議員の選出その他のこの規約の施行に関し必要な行為は、この規約の施行前においても行うことができる。

別表（第14条関係）

発生日	負担割合
組合設立の日から共同整備する施設の供用開始の日の属する年度の末日まで	均等割 100分の20
	人口割 100分の80
共同整備する施設の供用開始の日の属する年度の翌年度以後	均等割 100分の20
	ごみ量割 100分の80

備考

1 人口割の基礎となる人口は、当該年度の初日の属する年の1月1日現在における住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により住民基本台帳に記録されている者の数による。

2 ごみ量割の基礎となるごみの量は、当該年度の前年の1月1日から12月末日までに組合に搬入されたごみの量による。ただし、組合に搬入された当該年度の前年のごみの搬入期間が6月に満たないときは、人口割をもって負担するものとする。